

# 覚書

単価・報酬の変更

収入印紙

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間で 年 月 日付で締結した  
〇〇〇〇契約書（以下「原契約」という。）に定める委託料の単価の変更に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」  
という。）を締結する。

## 第1条（単価の変更）

甲及び乙は、原契約第 条（委託料）に定める単価を、次の単価表のとおり変更する。金額は、いずれも消費税及び地方消費税を含まない。

### 単価表（単位：円）

| 業務・作業 | 単位 | 変更前の単価 | 変更後の単価 | 備考 |
|-------|----|--------|--------|----|
|       |    |        |        |    |
|       |    |        |        |    |
|       |    |        |        |    |
|       |    |        |        |    |
|       |    |        |        |    |

## 第2条（適用開始）

変更後の単価は、 年 月分の月額委託料、及び同月 日以後に甲が発注する作業から適用する。

2 前項の日より前に甲が発注した作業については、その完了の時期にかかわらず、変更前の単価による。

## 第3条（単価の見直し）

甲及び乙は、前条の適用開始日から1年を経過したとき、又は労務費、原材料費その他の経済情勢に著しい変動が生じたときは、いずれか一方の申入れにより、単価の見直しについて誠実に協議する。

## 第4条（原契約との関係）

本覚書に定めのない事項については、原契約の定めによる。

2 本覚書の定めと原契約の定めとが矛盾し、又は抵触するときは、本覚書の定めが優先する。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲

住所

名称

代表者

印

乙

住所

名称

代表者

印